

診療報酬改定に伴う医療費変更のおしらせ

国での2年に1回の医療保険改定が行われ令和6年6月以降の受診より以下の診療報酬が加算されます。より安心・安全な医療を提供する体制を確保すること、また感染症対策に特に力を入れている医院を評価する加算や、令和7年12月より従来の保険証が廃止(移行・猶予期間あり)されることに伴って、マイナンバーカードを保険証として利用する体制を確保していることを評価する加算などが新設されました。また昨今の医療業界を取り巻く人材不足を補うための加算も新設されています。いずれの加算も患者様に対して安心・安全な医療を継続的に提供していくための改定となっておりますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。医療費の変更内容についての詳細は以下のとおりです。

■歯科外来診療医療安全対策加算 I (外安全 I)

- ・偶発症に対する緊急時の対応、医療事故等の安全対策に係る研修を受講すること
- ・安心・安全な医療を提供するための十分な装置・器具を有していること

■歯科外来診療感染対策加算 I (外感染 I)

- ・院内感染対策に係る研修を受講すること
- ・切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること

⇒どちらも従来の歯科外来診療環境体制加算の代替えとなります

■医療 DX 推進体制整備加算

- ・マイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有していること
- ・マイナンバーカードから診療情報を取得し閲覧及び活用できる体制を有していること
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について一定の実績を有していること

■医療情報取得加算

- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報を活用し診療を行うこと

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料

- ・人件費の高騰や人材不足を補うため新設された加算

他にも内容はそのままで名称が変更となった算定項目などもございます。
今年度は改定された算定項目が多いため、全てのご説明は難しいのでご了承ください。